

インドネシアにおける最新の特許法改正動向と 知財実務に与える影響・留意点の調査・研究

国際第4委員会
第2小委員会*

抄 録 東南アジア諸国連合（ASEAN）加盟国の中で最も人口の多いインドネシアは、豊富な内需や近年のインフラ整備政策を背景に多くの日系企業が進出している国である。また、日本からの特許出願件数も多い国であり、その知的財産権制度に対する日系企業からの関心は高いが、知的財産権制度に関する情報はそれほど多くないのが現状である。本稿では、2016年に改正法が施行されたインドネシア特許法（以下、「2016年改正特許法」と称す）を取り上げ、特許法、特許規則の改正内容、改正後の現地の実態を調査・研究し、実務への影響を整理し、知財実務を行う上での留意点をまとめた。

目 次

1. はじめに
2. 2016年特許法改正概要
3. 調査方法
4. 2016年特許法改正点と実務に与える影響及び実務上の留意点
 4. 1 年金制度の改正
 4. 2 第二医薬用途発明の除外
 4. 3 訂正審判制度の導入
 4. 4 簡易特許の保護範囲の拡大
5. おわりに

1. はじめに

近年、日系企業によるASEAN加盟国への進出が盛んであり、国別の日系企業拠点数では、タイ、インドネシア、ベトナム、フィリピン、マレーシア、シンガポールがトップテンに入っている¹⁾。

特にインドネシアは、人口（2.7億人：2020年、インドネシア政府統計）、名目国内総生産（GDP）（11,191億米\$：2019年）²⁾ 共にASEAN加盟国の中で最大であり、実質GDP成長率も2010年から2019年まで約5～6%と堅実に推移してきた

ため³⁾、豊富な内需を期待し、多くの日系企業が進出している。

また、2014年に就任したジョコ大統領によるインフラ整備政策に加えて、外資規制緩和の動きもあり⁴⁾、今後も日系企業の進出は続くと考えられる。

2019年のインドネシアへの日本からの特許出願件数は、インドネシアからの国内出願に次ぐ2位であり（図1）、直近5年間においてもインドネシアへの日本からの特許出願件数は2,500件程度でコンスタントに推移しており、日系企業の関心度は高い状態が続いている（図2）。

しかしながら、日系企業の進出拠点数、特許出願件数に対し、インドネシアの知的財産権制度や特許法に関する情報は不足している。

そこで、国際第4委員会では、2016年改正特許法を取り上げ、特許法、特許規則の改正内容、改正後の現地の実態を調査・研究し、実務への影響を整理し、実務を行う上での留意点をまとめた。

* 2020年度 The Second Subcommittee, The Fourth International Affairs Committee

なお、本稿は2020年度国際第4委員会第2小委員会の、堤健智（三菱ケミカル；副委員長）、砂川博（住友電気工業）、古賀達也（日本化薬）、熊谷千晶（キヤノン）が執筆した。

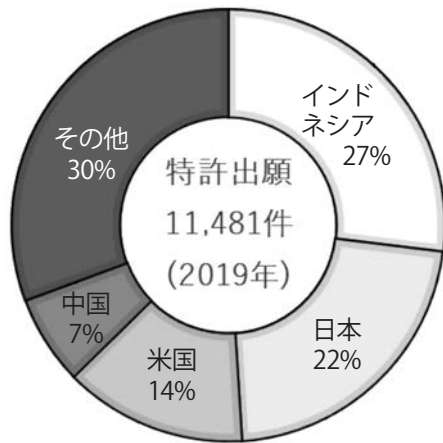


図1 インドネシア特許出願状況 (出願人国籍別内訳)⁵⁾

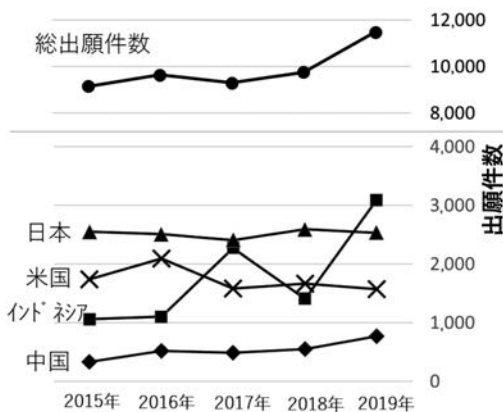


図2 インドネシアの特許出願件数推移 (上段：総出願件数／下段：出願人国籍別)⁵⁾

2. 2016年特許法改正概要

2016年改正特許法（2016年法律第13号改正⁶⁾）は、2016年8月26日に施行され、現在に至っている。本改正は2001年（2001年法律第14号改正⁷⁾）以来の大改正であり、広範に改正されている。なお、本稿では、2016年の改正特許法が施行される前の特許法を旧法と称する。

法令に添付された解説文には、同改正の目的が、以下の通り、規定されている⁸⁾。

- ・知的財産権分野において政府が最良のサービスを提供するために国家の役割を最適化する
 - ・国際原則に反することなくインドネシアの利益を図る
 - ・技術力の強化を具体化するため、技術分野における国内発明を後押しすることにより、国内経済の戦略的分野を活性化し、経済的自立を図る
 - ・法的現実主義による体系的アプローチを通じて、国内特許の基礎を構築する
- 主な改正点としては、例えば、以下の7点が挙げられる。

- ① 年金制度の改正
- ② コンピュータ関連発明への特許適格性容認
- ③ 第二医薬用途発明の除外
- ④ 電子出願化，応答期間を3カ月に短縮
- ⑤ 付与後異議の創設
- ⑥ 訂正審判制度の導入
- ⑦ 簡易特許の保護範囲の拡大

3. 調査方法

以下の4つのSTEPに沿って、2016年特許法改正に対する日本知的財産協会（JIPA）会員企業の関心度や影響度を把握した後、関心が高かった改正点及び実務への影響が大きいと思われる改正点に焦点を絞り、運用実態や留意点を検討した。

STEP1：ユーザーニーズの把握

STEP2：運用実態を調査する改正点の選定

STEP3：選定項目に係る運用実態のヒアリング

STEP4：ヒアリング結果に基づく運用実態や留意点の検討

STEP1では、JIPA会員企業に対してアンケートを行い、インドネシアの2016年特許法改正に対する会員企業の関心度や影響度の大きさを把握した。一次調査結果を図3に示す。

STEP1

調査方法：アンケート

アンケート対象者：2020年度JIPA専門委員会に所属する企業（国際第1～第4委員会、医薬・バイオテクノロジー委員会）

実施期間：2020年8月21日～9月25日

有効回答数：17社（医薬系13社，その他4社）

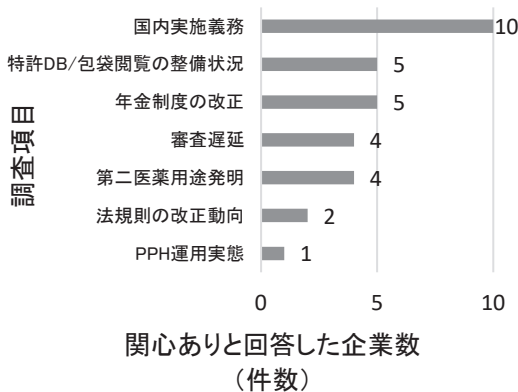


図3 2016年改正特許法の改正点及びインドネシア特有の特許性に係る日本企業の関心度

回答の結果より，国内実施義務，年金制度及び第二医薬用途発明のようなインドネシア特有の事項について，多くの関心があることがわかった。

STEP2

運用実態を調査する改正点の選定を行った。具体的には，アンケート回答結果及び実務の視点から，2016年改正特許法について，会員企業の関心が高いもの，あるいは，実務に影響が高いと思われる項目を選定した。その結果，会員企業の関心が高かった①年金制度の改正，②第二医薬用途発明の除外，及び実務への影響が大きいと思われる③訂正審判制度の導入と④簡易特許の保護範囲の拡大の4つに焦点を絞り，調査を実施することとした。

STEP3

絞り込んだ4つの改正点の運用実態に関する質問状を作成し，現地特許事務所に書面を送付

して回答を得た。また，日本貿易振興機構（JETRO）シンガポールの新留豊氏にヒアリングを実施し，特許の運用実態の更なる把握に努めた。

STEP4

調査方法：アンケート

ヒアリング先：日本企業から手続き委任実績があるインドネシア現地特許事務所5カ所

実施期間：2020年11月17日～2021年1月4日

有効回答数：5件

現地特許事務所やJETROへのヒアリング結果を集約し，運用実態や留意点について，具体的に検討した。以下に4つの改正点について詳述する。

4. 2016年特許法改正点と実務に与える影響及び実務上の留意点

4.1 年金制度の改正

(1) 2016年改正特許法の内容

2016年改正特許法では，第126条に年金納付の改正について規定している。

第XI章 手数料

第126条

(1) 第1回目の年金は，特許証の日から起算して6カ月以内に納付しなければならない。

(2) (1)項における特許及び簡易特許の年金は，出願日から起算した初年度の年金から特許付与の年までとその翌年分の年金を合わせて納付しなければならない。

(3) 以降の年金は，次の保護期間の出願相当日の1カ月前までに次年度分を納付しなければならない。

(4) (2)項における年金の納付の例外は大臣規則で定める。

旧法下では、納付期限までに年金が納付されなくても、納付期限後3年間は特許権が存続し、3年経過後に取消しが宣言されることとなっていた。そのため、特許権者には、その3年間の年金の納付義務が発生することになり、その年金が未納の場合、特許権者には未納年金の納付義務が残存することになっていた（旧法下で発生していた未納年金の納付義務を、単に「未納年金の納付義務」と称する）。この年金制度はインドネシア独特であり、特許権者から改正されることが望まれていた。

2016年の改正により、他国と同様、納付期限までに年金が納付されなかった場合には特許権が自動的に消滅することになり、2016年改正特許法下では、前述の未納年金の納付義務が残存することがなくなった。ただし、旧法下で既に発生していた未納年金の納付義務については、改正後も残存するとインドネシア知的財産総局（Director General of Intellectual Property：以下、DGIP）が言及している。

この未納年金の納付義務については、改正後も、動きが活発である。具体的には、まず、2018年8月16日付で、DGIPから、未納年金の納付義務が残存する出願人については、2019年8月17日までに未納年金を納付しない場合、この納付が完了するまで新規特許出願の手続きを中断する旨の通達が出された⁹⁾。2019年8月17日の直前には注意喚起の通達も出されている。また、未納年金の納付期限について、2019年2月17日付けで、納付のための手続きの整備が不十分であるとの理由から、納付期限を6カ月延長する旨の通達が出され、2019年12月には、出願人がDGIPに対して未納年金を納付する意思がある旨の通達を2020年1月31日までに提出すれば、2020年7月31日まで納付期限が延長される旨の通達が出された。しかし、2021年6月時点で、未納年金の納付義務が残存した出願人による新規出願の手続きを中断する旨の通達は取

り下げられていない¹⁰⁾。これにより、未納年金の年金納付義務が残存する出願人については、2019年8月17日から新規特許出願が処理されないことになった。

(2) 実務に与える影響

インドネシアの特許年金納付について、上述したように、改正前の年金制度の問題点は、2016年改正特許法により、改正後の年金については解決されたが、旧法下で発生していた未納年金の納付義務については残存することから、未納年金の納付を完了するまでは新規出願の手続き中断の不利益を受ける可能性があり、依然として実務に与える影響は大きいと思われる。

一方で、未納付年金を納付したにも関わらず、新規特許出願の手続きを中断される等、新たな問題点も発生しているが、その運用実態は必ずしも明らかでない。

そこで、これからインドネシアに出願を予定している出願人として、事前に対応しておくべき事項を検討するために、運用実態を調査した。

(3) 現地特許事務所へのヒアリング調査

インドネシアにおける年金納付の運用状況について、現地特許事務所へのヒアリング調査を行った。質問事項とその回答結果を表1に示す。

Q1では、4カ所の現地特許事務所から、2018年8月16日付け通達（Circular Letter No. HKI.KI.05.04-02）が、公式な規定であるとの回答を得た。また、新規出願の受理（出願番号の付与）はするものの、未納付年金の問題が解決されるまでは、出願の審査は行われず（中断される）とする回答や、2016年8月26日より前に放棄された特許であって、改正前のインドネシア特許法の効力が及ぶもののみ適用されるとの回答も得た。

Q2では、回答があった4カ所全ての現地特許事務所から、未納付年金が既に納付されてい

表1 年金納付に係る質問事項と回答結果

	質問事項	回答結果
Q1	新規出願手続き中断に関する公式な規定はあるか？	ある 4カ所 なし 1カ所
Q2	出願人（特許権者）が全ての未納付年金を納付したにも関わらず、DGIPによる記録の更新が行われず、新規出願の手続きが中断されてしまうケースはあるか？	ある 4カ所 未回答 1カ所
Q3	年金納付の有無に関するDGIPによる記録は適切に行われているのか？不適切な事例はあるか？	ある 5カ所 ・遅れがある ・エラーがある
Q4	DGIPが新規出願手続きを中断する場合、出願人にその旨が通知されるのか？	される 3カ所 されるときは限らない 1カ所 その他 1カ所
Q5	新規出願手続きが中断された場合の対応方法、対応期限、法定費用は？	本文参照
Q6	新規出願手続きが中断されたケースは何件程度発生しているか？	回答あり 1カ所 (127件) 回答なし 4カ所

るにもかかわらず、未納付年金が原因で新規出願の審査が中断されている事例がいくつかあるとの回答を得た。

Q3では、5カ所全ての現地特許事務所から、記録は適切に行われているが、記録の更新が遅延することがあるとの回答を得た。記録更新が遅延する理由としては、年金納付先である財務関連機関（Kantor Pelayanan Kekayaan Dan Lelang：KPKNL）からDGIPへ年金納付情報が到達するまでに時間がかかる場合があるとの回答があった。また、DGIPによる納付記録の更新状況は、現地特許事務所のみがアクセスできるデータベース及び一般に公開されているデータベースから確認できるが、一般公開用のデータベースは、現地特許事務所のみがアクセスできるデータベースほど、迅速に更新されない場合があるとの回答もあった。

Q4では、現地特許事務所の回答は二つに分

かれた。一方は、未納付年金がある場合、未納付の年金費用が納付されるまで新規出願手続き（方式審査等）を開始しないことを通知する中断通知書が出されるという回答であり、他方は、通知されるとは限らないというものである。通知されるものとは限らないと回答があった現地特許事務所からは、DGIPに未納付と記録されている出願人は、オンラインシステムで出願がアップロードできないようになっているとのコメントも得た。

Q5では、新規出願手続きが中断された場合のりカバーリーに向けた対応方法は、出願人による年金納付状況に応じて、以下のように異なることが分かった。

- ① 年金納付が済んでいるにも拘わらず拒否された場合、納付証明を提示
- ② 年金納付が済んでいない場合、納付意思を示すCommitment Letterを提出し、早急に納付し、納付証明を提示

なお、②の場合、対応期限はなく法定費用も不要ということだった。

Q6では、1カ所の現地特許事務所のみ、担当案件のうち127件で発生したとの回答があった。

なお、当該現地特許事務所からは、DGIPのウェブサイト¹¹⁾上のデータベースによって、新規出願手続きが中断されたケースの件数を把握することは不可能というコメントも得た。

(4) 実務上の留意事項

以上の調査結果より、2019年8月以降、未納付年金が残存する出願人が新規出願しても、その出願手続きを中断されるケースが発生していること、及びその未納付年金の納付を完了すると出願手続きが再開されることを確認できた。そのため、これからインドネシアに出願を予定（パリルート、PCT国内移行を含む）している出願人は、新規出願の手続きを中断される不利益を避けるために、以下の2点に留意する必要

がある。

- ① 出願（国内移行）する前においては，事前に現地特許事務所に連絡を取り，未納付年金があれば速やかに納付手続きをする必要がある。その際，DGIPに納付済みと記録されるまでタイムラグがある点に留意する。
- ② 新規出願が受理され，方式審査の段階で手続を中断された場合においては，新規出願のみなし取下げを防ぐために，未納付年金の納付を済ませるとともに納付済み証明書を提出すること，又はこれから年金を納付する旨のCommitment Letterを提出する等納付の意思を示す必要がある。

なお，DGIPは未納付年金の存在について方式不備であるとして，最長6月まで応答を延長できるとの公式見解を示しており，実際の運用として，前述の証明書等の提出により，応答期限徒過後であっても，一定期間納付を待ってくれるとの情報もあった。しかし，あくまで応答期限徒過後の対応であるため，運用時には，事前に，現地特許事務所と密に連携し，対応することを推奨する。

4. 2 第二医薬用途発明の除外

(1) 2016年改正特許法の内容

2016年改正特許法では，新たに，「発明」には含まないものを内容とする第4条を新設し，その中で，「既存の及び／又は既知の製品の新規用法」を「発明」から除外している。

第II章 特許の保護範囲

第1節 総則

第4条 発明には以下のものを含まない：

(f) 以下の発見：

1. 既存の及び／又は既知の製品の新規用法；及び／又は

2. 既存の化合物の新たな形態であって，有意な性能の改善が認められず，その化合物の既知の関連する化学構造との差異がないもの

法令に添付された解説文⁸⁾によると，第4条(f)の趣旨は，特許の保護期限が切れパブリックドメイン（公共物）となった第二用途及び第二医薬用途の発明が許可されないことにある。そして「既存及び／又は既知の製品」とは，装置，物品，機械，成分，配合，方法，使用法，化合物又はシステムであって，特許で保護されているものだけでなく，パブリックドメインとなっているものも含まれる。

(2) 実務への影響の有無

旧法（2001年特許法）下では，第二医薬用途の発明は，既知の物質の新たな治療的用途を発明の主題とするクレーム形式，いわゆるスイスタイクレームの形式で記載されていれば，治療方法（旧法第7条(b)，新法第9条(b)）とはみなされず，特許として保護されていた。そのため，今回の改正は，旧法下で認められていたスイスタイクレームの形式をも除外する趣旨と思われるが，それ以外に第二医薬用途の発明を全て除外する趣旨なのか，その適用範囲は必ずしも明らかでない。また，表2に示すように，ASEAN6においては，インドネシアとベ

表2 ASEAN6の比較¹²⁾

	第二医薬用途発明	審査基準の公開／事例掲載		
			事例	関連判決
インドネシア	不保護	非公開	無	無
シンガポール	保護	公開	有	有
タイ	保護 ¹³⁾	公開	有	有
フィリピン	保護	公開	有	無
ベトナム	不保護	公開	有	無
マレーシア	保護 ¹⁴⁾	公開	有	無

トナムを除き、第二医薬用途発明の特許保護が認められており、審査基準については、インドネシアを除き、公表されていることが確認できる。したがって、インドネシアを除くASEAN6の各国では、第二医薬用途発明の保護範囲は明確であるといえ、インドネシアの第二医薬用途発明の特許保護範囲や審査基準の不明瞭さは、実務への影響が大きいと思われる。

実際、同条項が実務へ与える影響の有無について、JIPA会員企業に対して、Q1.第4条(f)1は、現在の実務に影響を与えているか？及び、Q2.第4条(f)1に関して改善してほしい点はあるか？という2点について、質問した。質問事項とその回答結果を図4、図5に示す。

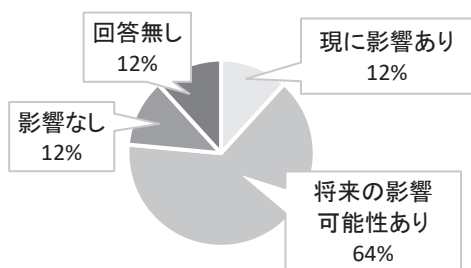


図4 第4条(f)1に係る回答結果とその割合

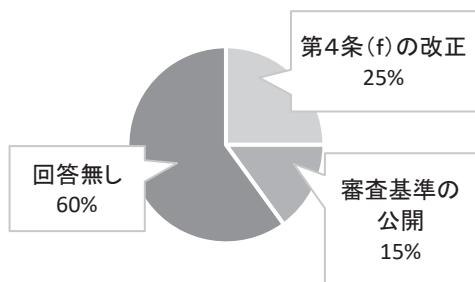


図5 第4条(f)1の改善要望に係る回答結果とその割合

Q1の回答結果より、現に影響が出ていると回答した企業の割合は少ないものの、将来影響する可能性があるとの回答を合わせると、およそ76%に及ぶことがわかった。Q2の回答結果では、同項の改正を求める割合が25%、審査基準の公開を求める割合が15%であった。同項の適用範囲、つまり審査基準が必ずしも明確でな

いことにより、実務に影響を与えている可能性が示唆される。

実際、医薬の分野においては、既に存在している医薬製品を基礎として新たな医薬用途への使用に適することを見出す研究開発は、技術の進展や公衆の健康に重要な役割を担っている。このような研究開発に対する企業のインセンティブを高める意味においても、新たな医薬用途を見出す発明が特許として保護されるのか否かは、実務に与える影響は大きいと考える。

そこで、インドネシアにおける第二医薬用途発明の保護の状況や適用範囲の明確化、及び留意点を検討するため、その実態調査を行った。

(3) 現地特許事務所へのヒアリング調査

インドネシアにおける第二医薬用途発明の特許保護の運用状況について、現地特許事務所へのヒアリング調査を行った。質問事項とその回答結果を表3に示す。

表3 第二医薬用途発明に係る質問事項と回答結果

	質問事項	回答結果	
Q1	第4条(f)1の下、第二医薬用途発明は特許保護を受けられるか？ 受けられるとした場合の具体的な発明形式は？	はい	1カ所
		いいえ	3カ所
		不明	1カ所
Q2	DGIPによる医薬・化学分野の審査基準の公表予定はあるか？	ある	0カ所
		なし	4カ所
		不明	1カ所
Q3	Q1について、取り扱い経験のある審査・審判・裁判事例はあるか？	ある	1カ所
		なし	4カ所

Q1では、はいと回答した事務所が1カ所、いいえと回答した事務所が3カ所、不明と回答した事務所が1カ所であった。はいと回答した事務所は、新規使用／作用／機能の識別的特徴があれば認められると回答した。いいえと回答した事務所はいずれも、用途限定型の物質ク

レームの形式だけでなく、スイスタイプクレームの形式でも発明として認められないと回答した。また、いいえと回答した事務所のうち、第二医薬用途発明であっても、製剤や医薬組成物に特徴があれば別の物として特許保護を受けられると回答した事務所があった。

Q2では、なし（公表予定はない）と回答した事務所が4カ所、不明と回答した事務所が1カ所であった。また、公表予定はないと回答した事務所のうち、ガイドラインはDGIP内部でのみ使用されており、DGIPに対してガイドライン開示の申請を試みたが、回答が得られなかったとのコメントや、新ガイドラインが2カ月前に審査官に配布されたとの情報を提供した事務所もあった。また、公開時期は確定していないが、DGIPは特許・商標の審査基準¹⁵⁾の公表に向けて最終調整中であるとの情報もあった¹²⁾。

Q3では、なしと回答した事務所が4カ所、あると回答した事務所は1カ所であった。あると回答した事務所からは、既知化合物の新しい結晶の形態での保護を求めたところ、「明細書中に有効性が著しく増加していることを示す証拠はない」として同法第4条(f)1に基づき拒絶されたとのコメントがあった。なお、審査事例はないと回答した事務所からは、旧法下においてスイスタイプクレーム形式の第二医薬用途発明の特許性が有効であることを前提としている特許侵害訴訟事例¹⁶⁾の紹介があった。

(4) 実務上の留意事項

以上の調査結果より、2016年改正特許法第4条(f)1の規定では、旧法下で認められていたスイスタイプクレームの形式で記載された第二医薬用途発明の特許保護は認められないと考えられる。しかしながら、同規定の審査事例はなく、現地法律事務所の見解にもばらつきがあることから、その適用範囲は未だ不明瞭である点に留意する必要がある。同条項の適用範囲を明

らかにするためには、DGIPによる審査基準の公開が求められるところ、2021年3月時点では、当該審査基準は未公開であるため、審査官との個別の審査等を通して、審査実務を積み重ねながら見極めていく必要があると考える。

このような状況を踏まえて、現時点において、同国にて、第二医薬用途発明の特許保護を求めるためには、実務上、以下の3点に留意する必要がある。

①既知製品の第二医薬用途の適用にのみ技術的特徴とする発明（スイスタイプクレーム形式や目的限定の製品クレーム形式を問わず）では、同法4条(f)1に基づき拒絶される可能性が高い。そのため、同国に出願ないし移行する際には、既知製品(物)の構造及び／又は組成上の変化（例えば、製剤技術、医薬組成物又は用法・用量等）等の創作性を更に示すことにより、その特徴を考慮し別の製品(物)として特許保護を受けられるように工夫する必要がある。その際、新しい用途への適用を見出した点は、顕著な効果として進歩性の主張に用いうると考える。

②既存化合物の新規形態（例えば、塩、結晶、水和物、溶媒和物、エステル等）は、実質的な効果の向上があれば、発明とみなされうる（同条(f)2を参照）。そのため、第二医薬用途発明であっても、既存化合物の新規形態であれば、実質的な効果の向上を証明する実験結果を、明細書中に記載する。

③化学構造における僅かな変更過ぎない場合でも、簡易特許により保護される可能性がある（同法第3条(2)を参照）。

4. 3 訂正審判制度の導入

(1) 2016年改正特許法の内容

2016年改正特許法では、特許付与後の明細書、特許請求の範囲、又は図面の訂正に対する審判請求について規定した特許法第69条が新設された。原則として、特許付与通知書の送達日から

3カ月以内であれば誤訳を含む訂正手続きは可能である。

第VI章 特許審判委員会と審判の請求

第2節 審判の請求

第69条

(1) 特許付与後の明細書、特許請求の範囲及び／又は図面の訂正に対する審判の請求は、特許付与通知書の送付の日から3カ月以内に行われる。

(2) 出願人又はその代理人が(1)項の期間経過後に審判請求をした場合、出願人は再度審判請求をすることができない。

(3) 審判委員会は、審判請求が受理された日から1カ月以内に特許付与後の明細書、特許請求の範囲及び／又は図面の訂正に対する審判の請求の審理を開始する。

(4) (1)項における訂正は、以下の事項に限られる：

- (a) 特許請求の範囲の減縮；
- (b) 明細書の翻訳における誤りの訂正；及び／又は
- (c) 不明瞭又は曖昧な明細書の内容の明確化

(5) (4)項の訂正は、最初の出願の発明の保護範囲より広い保護範囲を導くものではない。

(2) 実務に与える影響

インドネシアの出願書類言語は、インドネシア語(2016年改正特許法第24条)又は英語(同法第34条)である。ただし、英語で出願した場合には、出願日から30日以内にインドネシア語の翻訳文の提出が必要である。

日系企業がインドネシアに出願する場合、日本語原稿又は英文原稿をもとにしたインドネシア語への翻訳が大半と考えられる。

外国企業にとって、誤訳が深刻な問題になるのは権利活用段階(ライセンス交渉、特許係争等)であることが多い。権利活用を試みたものの、誤訳のために活用を断念したり、権利解釈に疑義が生じて交渉や係争が不利な状況に陥ったりするケースは少なくないと思われる。そのため、外国企業にとっては権利化後でも誤訳訂正が認められていることが望ましく、2016年改正での特許付与後の訂正審判制度の導入は歓迎すべきものであるが、その運用実態はまだ知られていない。

そこで、インドネシアにおける特許付与後の訂正審判制度の活用状況や誤訳訂正の実施状況、及び留意点を検討するため、現地での実態調査を行った。

(3) 現地特許事務所へのヒアリング調査

インドネシアにおける訂正審判の運用状況について、現地特許事務所へのヒアリング調査を行った。質問事項とその回答結果を表4に示す。

Q1では、5カ所全ての現地特許事務所から、訂正審判の利用状況(請求件数、請求理由等)に関する公開情報はないとの回答があった。また、訂正審判そのものがあまり一般的な手続きではないとの意見や、年1~2件程度行っているとの回答も得た。一方で、訂正審判は利用していないが、審査段階での誤記訂正はよく行っているとの回答もあった。

Q2では、上記Q1に関する情報が公開されていないため、具体的な事例についての回答は得られなかった。しかし、独自のルートでDGIPに問合せをした現地特許事務所によると、誤訳訂正を目的とする訂正審判の事例は見当たらないとのことだった。

Q3では、認められると回答した現地特許事務所が4カ所、認められないと回答した現地特許事務所が1カ所であった。認められると回答した現地特許事務所からは、インドネシア特許

法では、特許付与通知書の送付の日から3カ月経過後の訂正手続きは認められていないこと、また、無効審判（特許法70条）に係属中の訂正手続きに関する規定は設けられていないが、原則として上記期間経過後の訂正は認められていないとのコメントを得た。侵害訴訟の場合でも同様であり、上記期間経過後の訂正手続きはできないとの回答を得た。

認められないと回答した現地特許事務所からは、上記期間の規定に関わらず、無効審判や侵害訴訟に係属中の訂正自体が難しいとの回答を得た。

そのため、インドネシアでは、当事者対立の状況下においても、訂正手続きの時期的要件は厳格であるといえる。

Q4では、5カ所全ての現地特許事務所から不明と回答があり、権利行使の際に誤訳が問題となった事例の有無について情報を得ることはできなかった。一方で、現地特許事務所からDGIPへ問い合わせた際、DGIPから、「誤字や脱字があっても、それが明細書や特許請求の範囲の意味を変えないのであれば、権利行使の障害にはならない」と回答があったとするコメントも得た。

表4 訂正審判に係る質問事項と回答結果

	質問事項	回答結果
Q1	訂正審判の利用状況	不明 5カ所 (非公開情報のため)
Q2	「明細書の翻訳における誤りの訂正」の事例(特許法69条(4)(b))	不明 5カ所 (同上)
Q3	無効審判や侵害訴訟の係属中に訂正が認められるかどうか?	認められる(期限付き) 4カ所 認められない(難しい) 1カ所
Q4	権利行使の際に誤訳が問題となった事例はあるか?	不明 5カ所

(4) 実務上の留意事項

以上の調査結果より、誤訳訂正の事例について明確な情報を得ることはできなかったが、特許付与後の訂正手続きの時期的要件は厳格であることが分かった。また、(2)で前述したように、誤訳問題が一番影響を及ぼすのは権利活用時であるが、権利化後の誤訳対応は、訂正手続きが可能な期間（特許付与通知書の送達日から3カ月以内）が短く、権利行使のタイミングを逃す可能性もある点に、留意する必要がある。

このような状況を踏まえて、訂正制度がない諸外国と同様に、出願段階又は審査段階で誤訳チェックをし、必要に応じて誤訳を解消しておくことが誤訳問題に対する最大の防衛策と思われる。また、審査段階における誤訳訂正の機会を確保する観点からは、特許審査ハイウェイ(PPH)等の審査促進制度を活用しないことも一案である。

4. 4 簡易特許の保護範囲の拡大

(1) 2016年改正特許法の内容

簡易特許制度は、日本の実用新案制度に非常に近い制度であったが、今回、実質的な改正がなされた。旧法では、簡易特許の保護対象について「新規な製品又は装置の発明であって、形状、形態、構造又はそれらの組合せによって実用的価値を有するものは、小特許（簡易特許）として法的保護を受けることができる」と規定されていたが、2016年改正特許法では、「第2条(b)号における簡易特許は、新規の各発明であって、既存の物又は方法の発展であり、且つ産業上利用できる発明に対して与えられる。」と規定され、特許と同じく、発明（方法を含む）が保護対象となった。

第II章 特許の保護範囲
第1節 総則

第2条 特許の保護は以下を含む：

- (a) 特許；及び
- (b) 簡易特許

第3条

(1) 第2条(a)号における特許は、新規であって進歩性を有し、且つ産業上利用できる発明に対して与えられる。

(2) 第2条(b)号における簡易特許は、新規の各発明であって、既存の物又は方法の発展であり、且つ産業上利用できる発明に対して与えられる。

(2) 実務に与える影響

前述の通り、簡易特許の保護範囲は、方法を包含範囲に拡大された。また、簡易特許は進歩性の審査がなされない点を除いて、実体審査は特許と同様に行われること（特許法第121条）、保護期間は10年であり（同法第23条）、故意侵害に対する罰則が特許よりも軽減されているものの（同法第162条）、条文上は日本のような権利行使の際の警告（実用新案技術評価書提示）、無効になった場合の損害賠償等の規定はない。そのため、模倣品対策のための簡便な権利取得手段として、又は現地拠点での製造方法を権利化する場合の手段として、簡易特許制度が活用できると思われる。また、簡易特許出願件数は、表5に示すように増加傾向にあり、2018年以降は内国出願人による出願数が著しく増加している。そこで、インドネシアにおける簡易特許の

表5 インドネシアの簡易特許出願件数推移
(出願人国籍別)⁵⁾

年	2015	2016	2017	2018	2019
総出願件数	410	542	292	1,545	2,558
インドネシア	290	427	261	1,432	2,473
日本	27	17	5	14	16
米国	1	4	—	8	5
中国	22	12	6	25	—
その他	70	82	20	66	64

運用状況や留意点を検討するため、現地での実態調査を行った。

(3) 現地特許事務所へのヒアリング調査

インドネシアにおける簡易特許の運用状況について、現地特許事務所へのヒアリング調査を行った。質問事項とその回答結果を表6に示す。

表6 簡易特許に係る質問事項と回答結果

	質問事項	回答結果
Q1	簡易特許と特許とを比較した場合、権利行使の効果に差はあるか？	ある 0カ所 なし 5カ所
Q2	2016年の法改正後に方法に関する簡易特許出願は増えたか？	不明 5カ所
Q3	簡易特許を積極的に出願している事例や権利活用事例があれば知りたい。	なし 5カ所

Q1では、5カ所いずれの現地特許事務所も、特許法に規定されている以上の差異はないとの回答であった。

Q2では、5カ所いずれの現地特許事務所も、内国出願件数が増加していることは把握しているが、方法に関する出願が増えているか否かは不明であるとの回答であった。

また、Q3についても、5カ所いずれの現地特許事務所も、積極的に出願している事例や、権利活用事例を把握していないとの回答であった。

今回の調査からは、簡易特許出願の積極的活用事例や、出願傾向は把握できなかったが、簡易特許と特許においては、特許法に規定されている以上の権利行使の効果に差はないことが確認された。

(4) 実務上の留意事項

以上の調査結果より、簡易特許は模倣品対策のための簡便な権利取得手段として有効な手段であると考えられる。また、簡易特許は、進歩

性の審査がされないという観点からは、インドネシアへの特許出願が躊躇される発明の出願方法として有用であり、特許及び簡易特許の両制度を活用した製品保護も有用であると思われる。

一方、表5に示すように、内国出願人による出願件数は増加しているものの、外国出願人による出願件数は横ばいの状況である。簡易特許制度活用のネックとして、2年から4年程度要する権利化期間が挙げられるが¹⁷⁾、2020年11月2日に可決、施行されたインドネシア雇用創出オムニバス法において、近年の簡易特許出願件数の増加に対応するため、簡易特許の公開期間が短縮され、出願日から特許・拒絶査定までの期間が6カ月に短縮された。これにより、簡便な権利取得手段として、簡易特許制度は、より活用し易いものになっていくと考えられ、簡易特許の権利取得期間が短くなるかどうかを含めて、オムニバス法施行後の簡易特許の審査実態など今後の動向に留意していく必要がある。

5. おわりに

本稿ではインドネシア2016年改正特許法の主な改正内容のうち、JIPA専門委員会へのアンケート調査結果で関心が高かった事項及び実務への影響が大きいと考えた事項について、現地特許事務所へのヒアリング調査等を通じて現地の実態を調査し、現時点で考えられる実務への影響、実務を行う上での留意点を整理した。

現地特許事務所へのヒアリング結果からは2016年改正以降の実例がまだ少ない印象を受けており、より詳細に実務への影響・留意点を検討するには今後の実例の積み重ねが待たれる。また、引き続き、現地特許事務所やJETRO、工業所有権情報・研修館及び現地に拠点を持つ日本の特許事務所と連携を取りながら、現地の実態に関する正しい更新情報をJIPAの会員に速やかに伝えていきたいと考えている。

本稿が会員企業において、インドネシアでの

有益な知財活動の一助となれば幸いである。

注 記

- 1) 外務省領事局政策課，海外在留邦人数調査統計（平成30年要約版）
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000368753.pdf>
- 2) 外務省，インドネシア共和国基礎データ
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/indonesia/data.html>
- 3) アジア大洋州局地域政策参事官室，目で見えるASEAN - ASEAN経済統計基礎資料-
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000127169.pdf>
- 4) 日本貿易振興機構，雇用創出オムニバス法で外資規制緩和の方針
<https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/02/1f1103eea2f131d7.html>
- 5) WIPO IP Statistics Data Centerを参照し作成
<https://www3.wipo.int/ipstats/index.htm>
- 6) 日本貿易振興機構，インドネシア特許法（2016年法律第13号改正）ジェトロ仮訳
https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/idn/ip/pdf/tokkyo_2016.pdf
- 7) インドネシア特許法（2001年8月1日法律第14号改正）
- 8) 日本貿易振興機構，インドネシアにおける特許法等法令の解説文の法的効果に関する調査報告書（2019年3月）
https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/asean/ip/pdf/report_idn201903.pdf
- 9) 2018年8月16日付け通達（Circular Letter No. HKLKI05.04-02）
- 10) 2019年2月17日付け通達（Circular Letter No. HKLKI05.04-04）
- 11) DGIPのウェブサイト
<http://www.dgip.go.id/>
- 12) 一般社団法人日本国際知的財産保護協会，ASEAN主要国及び台湾における特許及び商標の審査基準・審査マニュアルに関する調査研究報告書（平成27年3月）
https://www.jpo.go.jp/resources/report/takoku/document/zaisanken_kouhyou/h26_report_04_01.pdf

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

- 13) 日本貿易振興機構，特許及び小特許審査マニュアル2011年改訂版（仮訳）
https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/th/ip/pdf/chapter5_chemical_medical_application_screening_manual.pdf
- 14) 特許庁，マレーシア知的所有権公社特許審査基準第4章3.5人間又は動物の身体についての外科術又は治療術による処置の方法及び人間又は動物の身体に施される診断方法
https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/malaysia-tokkyo_kijun.pdf
- 15) 特許実体審査基準に関するインドネシア共和国法務人権省知的財産権総局長決定2007年第H.08.
PR.09.10号
- 16) 特許侵害訴訟事例（判例番号（case No.26/Pdt. Sus-HKI/Paten/2020/PN Jkt.Pst.））
http://sipp.pn-jakartapusat.go.id/index.php/detil_perkara
- 17) 日本貿易振興機構，ASEAN知財動向報告会「ASEANにおける出願費用・権利化期間について」
https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/asean/ip/pdf/meeting20140515_5.pdf
（URLの参照日は全て2021年9月17日）
- （原稿受領日 2021年11月15日）

